

【資料】 国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界 画定事件」2012年3月14日判決（2）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】 「ベンガル湾海洋境界画定事件」（バングラデシュ／ミャンマー）国際海洋法裁判所判決

判決

- I. 裁判手続の経緯
- II. 両当事国の申立
- III. 背景となる事実
- IV. 本件紛争の主題
- V. 裁判所の管轄権
- VI. 適用のある法
- VII. 領海 (以上、53巻1号)
- VIII. 排他的経済水域と200カイリ内の大陸棚 (以上、本号)
- IX. 200カイリを超える部分の大陸棚
- X. 不均衡性の基準
- XI. 境界画定線の設定
- XII. 主文

Wolfrum裁判官の宣言

Mensah及びOxman各特任裁判官の共同宣言

VIII. 排他的経済水域と200カイリ内の大陸棚

177. 次に、排他的経済水域と200カイリ内の大陸棚の境界画定に移る。

(1) 単一の境界画定線

178. 排他的経済水域と大陸棚の境界画定を取り扱うに先立ち、境界画定線の性質を明らかにしなくてはならない。

179. バングラデシュは、当裁判所は海底及びその下並びに上部水域の境界を画定する単一の線を示すべきと主張する。このバングラデシュの立場は「国際裁判実行に合致している」、という。バングラデシュによると、海洋法条約は排他的経済水域と大陸棚の境界画定について別個の規定を置いているが、「国際実行は、概ね、両海域の境界を画定する『単一の海洋境界』の線引きに収斂している」、という。

180. 他方、ミャンマーは、両国は、当裁判所に対し、上部水域、海底及びその下について、つまり排他的経済水域と大陸棚について、単一の海洋境界を定めるよう要請することに合意している、と述べる。

181. したがって、当裁判所は、排他的経済水域と大陸棚の両方についての単一の境界画定線を引くこととする。

(2) 適用のある法

182. 排他的経済水域と大陸棚の境界画定に適用される海洋法条約規定は、74条と83条である。これら2つの条文は内容において同一であり、適用される海域の名称が異なるだけである。これらの規定は、以下である。

「1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における [排他的経済水域／大陸棚] の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第15部に定める手続に付する。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際の性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあ

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

らゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

4 関係国間において効力を有する合意がある場合には、「排他的経済水域／大陸棚」の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する。」

183. 条約74条1項及び83条1項は境界画定に関する合意について明記しているが、両規定は裁判上の境界画定判決にも適用される。これらの規定は、境界画定は「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて」行わなくてはならない、と定める。慣習国際法は、その38条の定める法源の1つである。したがって、排他的経済水域と大陸棚の境界画定に関して海洋法条約に基づき適用のある法は、慣習国際法の規則を含む。したがってまた、海洋法条約の74条と83条の文脈における慣習法規則の適用は、衡平な解決を達成するために必要である。このことは、これらの規定が定める境界画定の目的である。

184. ICJ規程38条が言及する国際裁判所の判決もまた、海洋法条約の74条と83条に基づく海洋境界画定に適用のある法の内容を判断するに当たり、特に重要である。これに関して、仲裁裁判所は、2006年4月11日の仲裁判決で次のように述べている。「この60年間に著しく発展してきた事項において、裁判判決と共に慣習法もまた、境界画定の過程に適用される考慮要素を明確にするのに有用な特別の役割を果たしている」（バルバドス／トリニダード・トバゴ排他的経済水域・大陸棚境界画定事件仲裁（2006年4月11日判決、*RIAA*, Vol. 27, p. 147, at pp. 210-211, para. 223））。

(3) 関連のある海岸

185. では、境界画定の過程に目を向けよう。この問題を検討するに当たって留意すべきことは、「陸地が海を支配するのは、その海が海岸の投影であるあるいは海岸に面していることによる、という原則」（黒海海洋境界画定事件（ル

ーマニア対ウクライナ) ICJ判決、*ICJ Reports 2009*, p. 61, at p. 89, para. 77) である。北海大陸棚事件判決でICJが述べたように、「陸地は、海方向への領域的拡張に対して国が行使しうる権限の法的淵源である」(北海大陸棚事件ICJ判決、*ICJ Reports 1969*, p. 3, at p. 51, para. 96)。

186. バングラデシュの見解では、同国海岸のうち関連のある海岸は、「Naaf川にあるミャンマーとの陸上の国境線の端から、Raimangal川河口にあるインドとの陸上の国境線の端まで」のすべての海岸である、という。

187. バングラデシュは、海岸の湾曲 (sinuosities) がもたらす多大な難点を避けるため、この部分の海岸を2つの直線を用いて測定した。バングラデシュによると、これら2つの直線の長さの合計は、421kmである。

188. これに対し、ミャンマーは、バングラデシュの海岸は4つの区分で構成されているという。第1区分は、インドとの陸上の国境線からMeghna川河口までの部分で、東方向に引かれる。第4区分は、Kutubdia島灯台からミャンマーとの陸上の国境線までの部分で、南南東方向に引かれる。これら2つの区分の間に第2区分と第3区分があり、いずれもMeghna川の河口内にある。

189. ミャンマーによると、関連のあるバングラデシュ海岸は、第1区分と第4区分のみである、という。ミャンマーは第2区分と第3区分を関連のある海岸の一部とは認めない、なぜなら、これらの区分は「互いに面し合っており、したがってミャンマーの投影海域と重複しえない」からである。ミャンマーは、バングラデシュ海岸のこれらの区分を、黒海事件におけるKarkinit'ska湾でのウクライナ海岸と比較した。黒海事件において、ICJは、ウクライナのこの部分の海岸を、「互いに面し合っており、これらの海岸からの海底への拡張区域はルーマニア海岸からの拡張区域と重複しえない」という理由で、除外した(黒海海洋境界画定事件(ルーマニア対ウクライナ) ICJ判決、*ICJ Reports 2009*, p. 61, at p. 97, para. 100)。

190. ミャンマーは、海岸線とその湾曲を考慮して海岸の長さを測定したところ、バングラデシュの第1区分と第4区分の長さはそれぞれ203kmと161kmである、とする。したがって、関連のあるバングラデシュ海岸の総距離は364kmである、

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

という。

191. この点について、バングラデシュは、Meghna川河口とKarkinit'ska湾の類似性は正しくないと主張する。バングラデシュの見解では、閉鎖海である黒海の状況では「Karkinit'ska湾の湾口はウクライナの別の海岸に面していて境界画定海域には面していないのに対し、本件事件のMeghna川の河口は外洋と境界画定海域に直接に面している」、という。バングラデシュによると、Meghna川の河口はメイン湾海洋境界画定事件におけるFundy湾の湾口によく似ており、この事件においてICJ小法廷は「この湾内で平行的な位置関係にあるカナダ海岸の区分と、湾口内で湾を横切って引いた線」を関連のある海岸とみなした、という。

192. 他方、バングラデシュは、関連のあるミャンマー海岸は、Naaf川の陸上の国境線の端からBhiff岬のある場所までである、という。Bhiff岬以南のミャンマー海岸は関連のある海岸ではない、なぜなら、その海岸の投影海域はバングラデシュから200カイリ以上離れており、バングラデシュ海岸の投影海域と重複しえないからである、という。

193. したがって関連のあるミャンマー海岸の長さは直線で測定して370kmである、とバングラデシュは主張する。

194. これに対し、ミャンマーは、関連のある自国海岸は、ミャンマーとバングラデシュの陸上の国境線の端からNegrais岬までの部分である、と主張する。特に、「関連のあるミャンマー海岸は、Bhiff岬付近で止まるのではなく」、「Naaf川からNegrais岬までの」Rakhine州（Arakan地区）の全海岸を含むことを、強調する。同国によると、「このNegrais岬は、バングラデシュ海岸の投影海域と重複するような投影海域を作り出すミャンマー海岸上の最端地点である」、という。

195. ミャンマーによると、バングラデシュはBhiff岬以南の海岸を除外すべきと主張するが、この主張は「ごく単純に間違っている。関連のある海域によって関連のある海岸が決められるのではなく、画定されるべき海域を線引きするのが関連のある海岸である」、という。ミャンマーは、次のように述べる。

「関連のある海岸は、境界画定線に依存することはないし、境界画定線を参

照して決められるものでもない。論理的にいうと、関連のある海岸は境界画定線に先立って存在するのであって、境界画定線は、関連のある海岸と関連のある海岸が作り出す投影海域とを参照して、決められなければならない。バングラデシュは、馬よりも前に荷車を置くようなことをしている。」

196. また、ミャンマーは、バングラデシュが作成した議事録から、バングラデシュが2008年11月の両国間交渉において、「ベンガル湾における関連のあるミャンマー海岸線はNegrais岬までである」ことを認めていた、と指摘する。

197. ミャンマーの見解では、海岸線とその湾曲を考慮して、関連のある自国海岸の総距離はNaaf川の河口からNegrais岬までの740kmである、とする。

* * *

198. 当裁判所は、まず、海岸が海洋境界画定に当たり関連があるとみなされるためには、その海岸は、その海岸が作り出す投影海域が他方の当事国の海岸の投影海域と重複するようなものでなくてはならない、と考える。

199. 両当事国は、Meghna川河口の東側沖合と西側沖合により形成されるバングラデシュ海岸線の区分について、意見が一致しない。両国はまた、Bhiff岬からNegrais岬までのミャンマー海岸の区分についても、意見が異なる。

(a) 関連のあるバングラデシュ海岸

200. ミャンマーはMeghna川河口の東側沖合と西側沖合は関連のある海岸の一部にならないと主張するが、当裁判所はその考えに同意しない。本件事件の状況は、海岸の区分が互いに面し合っているKarkinit'ska湾の状況とは異なる。Meghna川の河口は、海に向かって開かれており、投影海域を作り出している。その投影海域は、ミャンマー海岸の投影海域と重複している。したがって、この河口の沖合は、関連のあるバングラデシュ海岸の長さを計算するに当たり考慮しなくてはならない。

201. 当裁判所は、バングラデシュの全海岸が境界画定に当たり関連があり、こ

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

の全海岸が作り出す投影海域がミャンマー海岸からの投影海域と重複する、と結論づける。この部分の海岸の複雑さと湾曲がもたらす難点を回避するため、この海岸は2つの直線で測定されるべきである。

202. その第一の直線は、インドとの陸上の国境線の端の近くのMandabaria島内にある地点（ミャンマーが等距離線を作成するため基点B2として用いた地点（後述243項を見よ））から、Kutubdia島内の地点（前述188項を見よ）までの線とする。そして、第二の直線は、Kutubdia島内のその地点から、Naaf川にあるミャンマーとの陸上の国境線の端までの線とする。その結果、関連のあるバングラデシュ海岸の長さは、およそ413kmとなる。

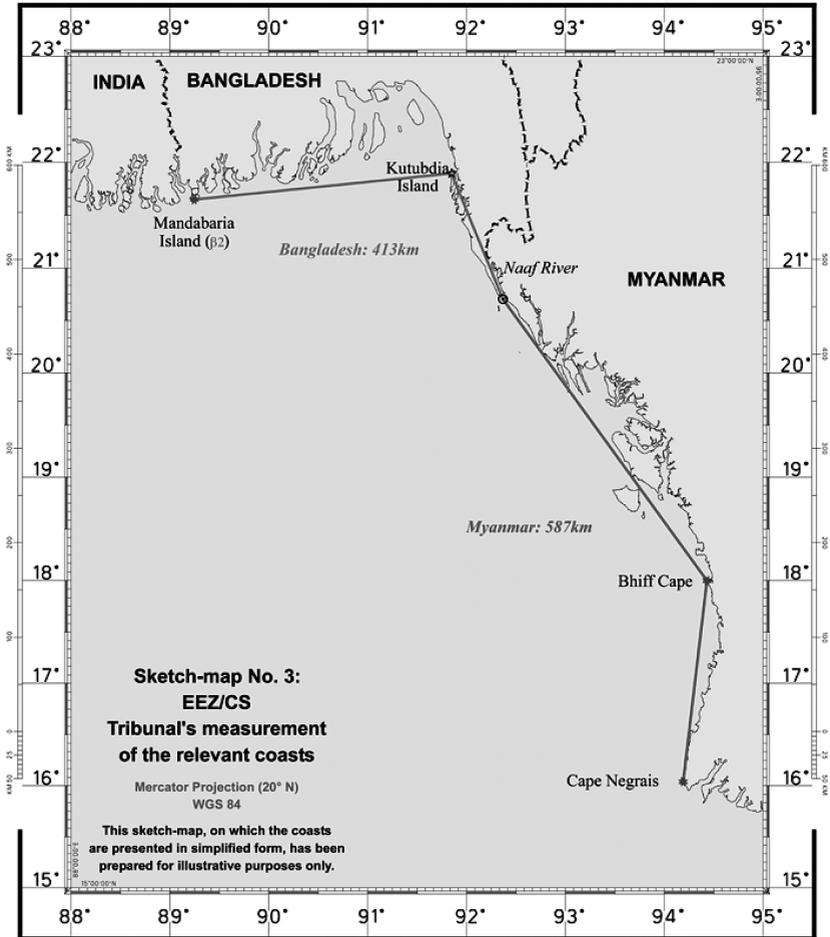
(b) 関連のあるミャンマー海岸

203. バングラデシュはBhiff岬以南のミャンマー海岸線は関連のあるミャンマー海岸の計算に当たり含まれないと主張するが、当裁判所はその考えに同意しない。バングラデシュの見解と異なり、両国の間の陸上の国境線の端からNegrais岬までのミャンマー海岸が作り出す投影海域は、バングラデシュ海岸からの投影海域と重複している。したがって、バングラデシュとの陸上の国境線の端からNegrais岬までのミャンマー海岸が、関連のあるミャンマー海岸とみなされるべきである。

204. 関連のあるミャンマー海岸についてもまた、両当事国の海岸を測定するに当たり、海岸の湾曲がもたらす難点を回避し及び整合性を確保するため、2つの線で測定すべきである。第一の線はNaaf川の領土国境線の端からBhiff岬まで、第二の線はこの地点からNegrais岬まで、で測定される。したがって、これら2つの線で測定される関連のあるミャンマー海岸の長さは、およそ587kmとなる。

205. 関連のある両国海岸とそれぞれのおよその長さが決まったので、当裁判所は、これらの海岸の長さの比率はおよそ1対1.42でミャンマー側が長い、と判断する。

地図3：排他的経済水域と大陸棚 — 関連のある海岸についての裁判所による測定



（4）境界画定の方法

206. これから、本件事件における排他的経済水域と大陸棚の境界画定に適用される方法を検討する。

207. 両当事国は、排他的経済水域と大陸棚の境界画定に関する海洋法条約規定が両国間の紛争に適用される法を構成することについて合意しているけれども、適当な境界画定方法については意見が一致していない。

208. バングラデシュは、等距離方式は適当な状況においては衡平な解決を達成する手段として用いられることを認めつつ、本件事件においては等距離方式では衡平な結果をもたらさないと主張する。

209. バングラデシュは、排他的経済水域と200カイリ内の大陸棚の境界画定についてミャンマーが提唱する等距離方式の妥当性に、異議を唱える。同国は、等距離線は本件事件では不衡平であるとした上で、ミャンマーがあまりにも等距離方式に拘るために、「海域に対する権利は等距離により規律される」と主張したり、境界画定の1方法に過ぎない等距離方式を普遍的適用のある法規則にまで昇華させたりしている、と付言する。

210. バングラデシュは、北海大陸棚事件判決が述べたように、等距離方式を用いると「一定の状況においては、一見したところ、異常な、不自然なあるいは非合理的な結果をもたらすことがある。」（*ICJ Reports 1969*, p. 3, at. 23, para. 24）、という。

211. バングラデシュは、ベンガル湾北部のような凹状の海岸は等距離方式が「不合理な結果」をもたらす状況として最も古くから認識されていたと指摘して、これに関してリビア／マルタ大陸棚事件ICJ判決に言及する。同国によると、ICJは、この判決において、等距離線は「海岸が著しく不規則であるとか著しく凹凸しているような場合には不均衡な結果をもたらすことがある」（*ICJ Reports 1985*, p. 13, at p. 44, para. 56）と述べた、という。この事件において、ICJは、等距離方式は「適用可能な唯一の方法ではなく、これに有利な推定が働くことすらない」（*ibid.*, p. 13, at p. 47, para. 63）と指摘した、という。

212. バングラデシュは、また、カリブ海領土海洋紛争事件(ニカラグア対ホンジュラス) ICJ判決にも言及する。同国によると、ICJはこの判決において、等距離方式は「他の境界画定方法に当然に優位するものではなく、特定の状況においては、等距離方式の適用は不相当であるような要因が存在することもある」(ICJ Reports 2007, p. 659, at p. 741, para. 272) と述べた、という。

213. バングラデシュは、ベンガル湾北部における同国海岸の特別な形状とこの形状を特徴づける二重の凹状地形(concavity)を考慮すると、海洋法裁判所はバングラデシュとミャンマーの間の排他的経済水域と大陸棚の海洋境界を画定するに当たり角度二等分方式(angle-bisector method)を適用すべきである、と主張する。同国の見解では、この方式が、等距離方式に伴う不衡平を排除し衡平な結果をもたらすことになる、という。

214. 更にバングラデシュは、ICJは1982年のチュニジア/リビア大陸棚事件判決においてこの角度二等分方式を初めて用いたこと、及び1984年のメイン湾海洋境界画定事件ICJ小法廷判決がこの方式を用いた例であることを、述べる。同じく、ギニア/ギニア・ビサウ海洋境界画定事件(1985年2月14日判決、ILR, Vol. 77, p. 635)において、仲裁裁判所は、争われた海洋境界を画定するにあたり角度二等分方式を適用した、という。

215. バングラデシュは、自国の主張を支持するため、カリブ海領土海洋紛争事件(ニカラグア対ホンジュラス)判決においてICJが述べた、角度二等分方式は「等距離方式が可能でないまたは適当でないような状況では、実行可能な代替方法であることが分かっている」(ICJ Reports 2007, p. 659, at p. 746, para. 287) とする一節を引用する。

216. バングラデシュは、ミャンマーが主張する等距離線が不衡平であるのはこの方式がもたらす切り離し効果(cut-off effect)のためである、という。バングラデシュによると、「近隣諸国が主張するような等距離線を用いると、バングラデシュは、421kmもの海岸線を有するにも関わらず、200カイリ限界に到達するような海域を持つことができず、そればかりか200カイリを超える外側部分の大陸棚までの自然延長を持つこともできない」、という。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

217. バングラデシュによると、角度二等分方式—特に、ミャンマーとバングラデシュの間の200カイリ内の大陸棚と排他的経済水域における海洋境界画定についてバングラデシュが主張する方位角215度の方向に向かう線—は、「等距離方式に内在する諸問題を回避し、それ自体は不衡平を何らもたらすことがない」方式である、という。

218. 他方、ミャンマーの見解では、境界画定の法は、1982年の海洋法条約採択以降、「かなりの程度完成し発展し及びより明確になってきた」、とする。同国は、バングラデシュは排他的経済水域と大陸棚の境界画定について今日十分に確立した諸原則に対して疑いを投げかけようとしている、という。ミャンマーによると、バングラデシュは、適用可能な法は1982年に—もっと言うなら1969年に—凝結したのだと必死に確証しようとしているのであり、過去40年の間の発展を意図的に無視するものだ、という。

219. ミャンマーは、「『等距離／関連事情（equidistance/relevant circumstances）』方式はそれ自体は境界画定規則とは言えないまでも、これは方法であって、通常は衡平な結果をもたらす」、と述べる。この点について、ミャンマーは、カリブ海領土海洋紛争事件（ニカラグア対ホンジュラス）ICJ判決（*ICJ Reports 2007*, p. 659, at p. 741, para. 271）に言及する。

220. ミャンマーの指摘によると、バングラデシュは、「等距離方式は他の境界画定方法に当然に優位するものではな（い）」と判示したカリブ海領土海洋紛争事件ICJ判決に依拠するが、ICJがこの判決で次のように述べたことに触れていない。すなわち、「ICJの先例は、等距離方式が海洋境界画定の実行において広く用いられている理由を説明している。すなわち、この方式が一定の固有の価値を持つのは、この方式が科学的な性格を有することとこの方式の適用が比較的容易であることによる」（*ICJ Reports 2007*, p. 659, at p. 741, para. 272）。ミャンマーは、ICJがこの事件において角度二等分方式を適用したのは、「ICJが基点を示すことができず、かつ、両国の本土海岸沖合の海域の境界を画定する [...] 暫定等距離線を作成することができない」場合に限るとした（*Ibid.*, p. 659, at p. 743, para. 280）ことを、付言した。

221. ミャンマーは、更に、リビア／マルタ大陸棚事件で、ICJが、等距離は「海岸が著しく不規則であるとか著しく凹凸しているような場合には不均衡な結果をもたらすことがある」ことに留意しながらも、等距離／関連事情方式を適用した (*ICJ Reports 1985*, p. 13, at p. 44, para. 56) ことを指摘する。

222. ミャンマーが当裁判所に要請したことは、「両当事国の間の海洋境界を画定するためのあらゆる目的に資する1つの境界線を引くため、今日十分に確立した方式を適用すること」である。ミャンマーは、「本件事件において、等距離方式の使用を困難とするような事情はない」、と主張する。ミャンマーは、この主張を支持するため、黒海事件判決(黒海海洋境界画定事件(ルーマニア対ウクライナ) ICJ判決, *ICJ Reports 2009*, p. 61, at p. 101, para. 116) に言及する。

223. ミャンマーは、バングラデシュが等距離線は本件事件における関連事情、特に等距離線が作り出す切り離し効果とバングラデシュ海岸の凹状地形とを考慮していないと主張するがこれは支持できないとして、「両国間の海洋境界線を引く通常の方式を否定しようとしてバングラデシュが援用した理由は、いずれも、現代国際海洋法において何ら根拠がない。現代海洋法では、境界線を引く第一段階は、暫定的な等距離線を示すことである」、という。

224. ミャンマーは、バングラデシュが主張する角度二等分方式は不均衡な結果をもたらすことになるとして、「本件事件において『角度二等分方式』を用いることを正当化するような理由はないことを、断固として繰り返した。

* * *

225. さて、海洋法条約74条1項と83条1項は、排他的経済水域と大陸棚の境界画定はそれぞれ衡平な結果を達成するために国際法に基づいて合意により行うと規定するが、これに適用される方式を定めていない。

226. これまで国際裁判所は、海洋境界に関する判例法体系を発展させてきた。この判例法は、海洋境界画定とその境界画定のために用いられる方法の選択とにおける主観性の要素と不確実性の要素を、減じてきた。

227. 北海大陸棚事件に始まる初期の事案においては、義務的な境界画定方法はなく、当事国の海岸の形状は相互の関係で状況によっては等距離線では不衡平

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

となることがありうると、強調されていた。この考えは、当初は大陸棚との関連で述べられ、後になって排他的経済水域についても維持された。

228. その後しばらくの間、確立した境界画定方法がなかったため、画定過程の客観性と予見可能性を高めることに益々関心が向けられた。それにも関わらず、初期の事案で扱われた多様な地理的状況から分かったように、たとえ客観的に精密な等距離線から振り子が大幅に振れたとしても、等距離線だけの利用ではそれぞれの事案で衡平な解決を得ることはできなかった。一般的な利用に適する境界画定方法は、主観性を抑えつつも、特定の事案において海洋境界画定に関連のある諸事情を考慮しうる柔軟性も、合わせ持つ必要があった。

229. グリーンランド・ヤンマイエン海洋境界画定事件で、ICJは、境界画定の過程を2つの段階に分けるアプローチを明確に示した。すなわち、「暫定線として中間線を引き、次に『特別事情』によりその暫定線を調整または移動させるべき必要の有無を調べる」、というものである（*ICJ Reports 1993*, p. 38, at p. 61, para. 51）。この一般的なアプローチは、その後のほとんどの裁判上の境界画定において適した方法であることが明らかとなった。

230. ICJは、カタル／バーレーン海洋境界画定・領土問題事件本案判決でこれと同じアプローチを用いた（*ICJ Reports 2001*, p. 40, at p. 111, para. 230）。また、ICJは、2002年のカメルーン／ナイジェリア領土海洋境界事件（カメルーン対ナイジェリア、赤道ギニアの第三国参加）で、境界画定についてのこれまでの二段階アプローチを確認した（*ICJ Reports 2002*, p. 303, at p. 441, para. 288）。

231. 仲裁裁判所は、バルバドス／トリニダード・トバゴ事件判決において、「境界画定線の決定は、[...] 通常は二段階アプローチに従っている」と述べ、等距離の暫定線を引いて、次いで関連事情に照らしてその暫定線を検討した。この仲裁裁判所は、また、「考察できる境界画定方法も義務的な方法もなく、またこれまで裁判所もそのような方法があると判示していない状況では、主観的判断を避けるために用いられる方法は、まずある程度の確実性を積極的に確保できる等距離線から開始して、その後、修正が正当化される場合には修正を行う、というものである」（2006年4月11日判決、*RIAA*, Vol. 27, p. 147, at

p. 214, para. 242, and at p. 230, para. 306)。

232. 同様に、仲裁裁判所は、ガイアナとスリナムの間の事件において、次のように述べている。

「国際司法裁判所の判例法と仲裁裁判所の先例及び国家実行が一致して支持しているように、境界画定の過程は、適当な場合には、まず暫定的な等距離線を置くことから始め、次に衡平な解決を達成するために関連事情に照らしてこの線を調整することがある。」(2007年9月17日判決、*ILM*, Vol. 47 (2008), p. 116, at p. 213, para. 342)

233. ICJは、黒海事件において、海洋境界画定に関する先例の発展に依拠した。この事件において、ICJは、三段階方式(three-stage methodology)について述べこれを適用した。すなわち、第一段階で、ICJは、幾何学的に客観的な方法であってかつ画定の対象となる海域の地理について適当な方法を用いて、暫定等距離線を引く。「隣接する海岸の間の境界画定に関しては、特定の事案において実行不可能なよほどの理由がない限り、等距離線を引くこととする」(黒海海洋境界画定事件(ルーマニア対ウクライナ) ICJ判決、*ICJ Reports 2009*, p. 61, at p. 101, para. 116)。次に第二段階で、ICJは、「衡平な結果を達成するために暫定等距離線を調整または移動させるような要因がある」かどうかを、確認する(*ibid.*, at p. 101, para. 120)。最後に第三段階で、ICJは、境界画定線が、「両国それぞれの海岸線の長さの比と、その境界線により与えられた両国の関連のある海域の広さの比との間に著しい不均衡があるため不衡平な結果」を生じさせていないことを、検証した(*ibid.*, at p. 103, para. 122)。

234. 他方、等距離/関連事情方式の援用が不可能あるいは不相当である場合、この方式に代わる方式として、これまで国際裁判所は、角度二等分方式を適用してきた。この方式は、實際上、等距離方式に類似している。この角度二等分方式は、リビア/マルタ大陸棚事件ICJ判決以前の事案で適用されてきた。すなわち、チュニジア/リビア大陸棚事件ICJ判決(*ICJ Reports 1982*, p. 18, at p. 94, para. 133 (C)(3))、メイン湾海洋境界画定事件ICJ判決(*ICJ Reports 1984*, p. 246, at p. 333, para. 213)、及びギニア/ギニア・ピサウ海洋境界画定事件判決

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

（1985年2月14日、*ILR*, Vol. 77, p. 635, at pp. 683-685, paras. 108-111）、である。この方式が適用された最近の例として、カリブ海領土海洋紛争事件（ニカラグア対ホンジュラス）ICJ判決（*ICJ Reports 2007*, p. 659, at p. 741, para. 272 and at p. 746, para. 287）がある。

235. 当裁判所の見るところ、海洋境界画定線を引く際にいかなる方法を用いるべきかの問題は、それぞれの事案の状況に照らして考察されるべきものである。衡平な結果を達成するという目標は、これに関連して当裁判所の行動に指針を与える重要な考慮要素である。したがって、用いるべき方法は、各事案における主要な地理的現実と具体的事情において、衡平な結果をもたらすことができるような方法でなくてはならない。

236. 角度二等分方式を用いる場合、領土の国境線の端とこの端からの両当事国のそれぞれの海岸の一般的方向が、角度を決定したがって二等分線の方向も決定する。領土の国境線の端からの両国のそれぞれの海岸の一般的方向についてどのような前提を置くかにより、多様な角度と二等分線が生じることになる。

237. バングラデシュは、両国それぞれの関連のある海岸の両端を参照して両国間の領土の国境線の端からの角度を定めるというアプローチを主張するが、このアプローチだと、当裁判所が前述203項で決定したように関連のあるミャンマー海岸がNegrais岬まで認められたことから、二等分線は著しく異なるものになる。このアプローチによる二等分線は、バングラデシュ海岸の南方への投影海域に対し適当な効果を与えない。

238. 先例は、等距離／関連事情方式を支持する形で発展している。この方式が、国際裁判所に付託された境界画定事件の大多数で裁判所が採用した方式である。

239. 当裁判所は、本件事件において、バングラデシュとミャンマーの間の排他的経済水域と大陸棚の境界画定に適用される適当な方法は、等距離／関連事情方式である、と考える。

240. 当裁判所は、本件事件における境界画定線の作成にこの方式を適用するにあたり、この事項に関するこれまでの国際裁判の先例を考慮しつつ、三段階アプローチに従うこととする。これは、この主題に関する最近の判例法におい

て発展したアプローチである。当裁判所は、以下の三段階で検討を行う。まず第一段階では、両当事国の海岸の地理と数学的計算に基づいて、暫定的な等距離線を作成する。暫定等距離線を引いた後に、境界画定過程の第二段階に進む。ここの第二段階で、暫定等距離線の調整を必要とするような関連事情が存在するかどうかを判断する。もしこれが存在するときは、衡平な結果をもたらすような調整を行う。この画定過程の最後の第三段階で、調整されたその線が、両国それぞれの海岸線の長さの比と両国に割り当てられた関連のある海域の広さの比との間に著しい不均衡をもたらしていないかどうかを、検証する。

(5) 暫定的な等距離線の設定

(a) 基点の選定

241. まず、暫定的な等距離線を作成することから始めよう。これに関して行うべき最初の作業は、その作成のための基点を選定することである。

242. バングラデシュは、基線について何も示さなかった。同国は暫定等距離線を作成しなかったため、バングラデシュ海岸あるいはミャンマー海岸において基点を選定するの必要を考えなかったからである。

243. 他方、ミャンマーは、バングラデシュ海岸上に関連のある2つの基点を示して、これらが「海に最も突き出た陸地部分(低潮線)を示している」、という。これら2基点は、以下である。

(B1) 海洋境界線の起点(地点A)に最も近いバングラデシュ海岸の低潮線上の地点を、基点B1とする(経緯度:北緯20度43分28秒1、東経92度19分40秒1) [...]、及び、

(B2) インドとの陸上の国境線に最も近いバングラデシュ海岸上の比較的安定している地点を、B2とする(経緯度:北緯21度38分57秒4、東経89度14分47秒6)。

244. ミャンマーの指摘によると、バングラデシュは基点B2が位置する海岸は非

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

常に活発な地形変動性（morpho-dynamism）により特徴づけられている場所であると述べた、という。また、ミャンマーは、バングラデシュが「『今年の基点B2の位置は、来年には全く別の位置となっているかも知れない』ことに懸念を示している」、という。しかし、ミャンマーは、「1973年から1989年までの16年間にB2の位置が移動したという事実を見出すことは、困難である」、という。ミャンマーによると、衛星画像はB2区域は非常に安定的であることを示している、という。

245. ミャンマーは、自国海岸上の3つの基点を示し、それらの場所は次の通りであると述べた。

($\mu 1$) Naaf川の河口にあり、海洋境界線の起点（地点A）に最も近いミャンマー海岸の低潮線上の地点を、基点 $\mu 1$ とする（経緯度：北緯20度41分28秒2、東経92度22分47秒8） [...]、

($\mu 2$) Kyaukpandu (Satoparokia) 地点であって、Kyaukpandu村近くにある最も海に近い陸地部分／低潮線上の地点を、基点 $\mu 2$ とする（経緯度：北緯20度33分02秒5、東経92度31分17秒6） [...]、

($\mu 3$) May Yu川の河口（May Yu地点付近）を、基点 $\mu 3$ とする（経緯度：北緯20度14分31秒0、東経92度43分27秒8） [...]。

246. ミャンマーは、バングラデシュ本土の海岸と沿岸の島々にある基点はいずれも法的に適当な基点とみなすことができるにせよ、基点B1が暫定等距離線に近いために、他の基点候補は関連のあるものとはいえない、と述べる。ミャンマーは、自国側において、基点 $\mu 3$ の南側にある海岸地形上の基点についても同じことがいえる、と述べる。海岸に位置するこれらの基点候補は、客観的な距離基準に基づき、除外されることになる。

247. ミャンマーは、他のいくつかの基点は、法的な理由で除外されると述べる。同国は、South Talpattyについて、次のように説明する。

「（この地は、）比較的海側に位置するため、関連のある基点の潜在的な淵源でありえた。しかし、法的な問題として、South Talpattyは2つの理由で基点の淵源とはなりえない。第一に、この地に対する主権が、バングラデシ

ユとインドの間で争われている。第二に、[...] この海岸地形は、1973年時点には存在していたかも知れないが、現在まだ存在しているのか、はっきりしない。」

248. ミャンマーによると、関連のある基点の潜在的な淵源ではあるが等距離線の計算から除外される第二タイプの海岸地形がある、という。すなわち、「Naaf川河口、Cypress Sands及びSitaparokia Patchesの周辺にある低潮高地がそうで、いずれもミャンマー沖合にある」、という。

249. ミャンマーによると、「いずれの当事国もこれら低潮高地上の基点を用いていない」けれども、これらは、領海の幅を測定するための基点の正当な淵源であり、本土の海岸上の基点よりも領海の等距離線に近い場所にある、という。ミャンマーの説明では、これらの低潮高地は、また、基点B1ないし基点 μ 1よりも暫定等距離線に近い場所にある。しかし、ミャンマーは、暫定等距離線を作成するに当たり、「法的な問題としては、これらの低潮高地を用いることはできない」、と述べる。

250. ミャンマーの主張では、ミャンマーのMay Yu島とバングラデシュのSt. Martin's島は「基点の淵源から除外しなくてはならない」。いずれの地形も領海の幅を測定するための通常基線の正当な淵源であり、またいずれも本来なら暫定等距離線の作成のための最も近い基点(つまり関連のある基点)を提供したはずのものであることは、承知している。しかし、ミャンマーは、「これらの地形の技術的特性は、その法的欠陥を上回ることはない」、と結論づける。

251. ミャンマーの見解では、「暫定等距離線の作成に当たりこれらの変則的な地形を用いると、[...] 『この海域における主要な地理的現実と全く合致しない』ような線を作り出すことになる」、という。バングラデシュはこれらの島を暫定等距離線の作成に当たり用いるとその線全体はこれら2つの地形のみで決定されることになるというが、ミャンマーはこの考えは正しいと述べる。

252. これに対し、バングラデシュは次のように述べる。

「ミャンマーが主張する等距離線もまた問題がある。というのは、この線は、海岸上の4つの基点だけで引かれているためである。その4つの基点のうち3

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

つがミャンマーの海岸上にあり、バングラデシュ海岸上には1つ（基点B1）しかない。そしてミャンマーは、バングラデシュ海岸上のその基点B1を、Naaf川にあるバングラデシュとミャンマーの間の領土国境の端のすぐ近くに置いている。」

253. バングラデシュによると、ミャンマーは「等距離線を設定するに当たり、あたかも實際上2つのバングラデシュ基点を用いようとしているかのようである」。ミャンマーは「自国が提案する境界画定線に対し基点B2が与える影響を示していないが、それはそのような影響がないからである」、という。バングラデシュは、「基点B2は、ミャンマーが提案する境界画定において実際に何ら役割りを果たしていない」、という。

254. バングラデシュの主張によると、海岸上の1つの基点に基づいて境界画定を行うのは異例なことであり、先例と国家実行からは、海岸からかなり離れた海域の境界画定が1つの基点のみに基づいて行われた例は1つも見当たらない、という。バングラデシュは、「ICJは、ニカラグア対ホンジュラスの事件において、まさにこういった状況を回避するために角度二等分を引いた」、として結論を導いた。

255. バングラデシュの見解によると、バングラデシュ海岸上に潜在的な基点がないのは、海岸が凹状地形であるためであり、基点B1から北側の海岸はMeghna川の河口に向けて湾曲している、という。そのためミャンマーとの陸上の国境線の端から南側にあるミャンマー海岸からの影響を減じるようなものはなく、他方、バングラデシュの海岸は凹状地形であるため海に突き出た海岸上の基点がない、という。

256. バングラデシュによると、こういった地形は、海岸から離れれば離れるほどミャンマーの等距離線に影響し、その結果益々バングラデシュに不利益となり不均衡となる、という。

257. 更にバングラデシュは、「ミャンマーのいう等距離線を引くに当たり、St. Martin's島を無視すべきとする当然の前提を置く法的根拠はない」、と主張する。同国は、St. Martin's島は「重要な海岸地形であって、大陸棚とEEZにおける権原

を作り出すことに疑問の余地はない」、という。したがって、「暫定等距離線を引くに当たり、ミャンマーの国益以外にこの島を除外する理由はない。ここにおいては、すべての海岸地形が含まれるのである。」と結論づけた。

258. これに対し、ミャンマーは次のように反論した。黒海事件において、境界線は端から端まで100カイリを優に超えたが、その境界画定は5つの基点で十分であった。別の境界画定事件、特に向かい合う国の間での事件においては、もっと少ない基点が用いられた。すなわち、英仏大陸棚境界画定事件では、境界線の西側部分の170カイリについて用いられたのは3基点であった(1977年6月30日判決、*RIAA*, Vol. 18, p. 3, Annex, Technical Report to the Court, p. 126, at pp. 128-129)し、カメルーン/ナイジェリア領土海洋境界事件(カメルーン対ナイジェリア、赤道ギニアの第三国参加)では、暫定等距離線を設定するのに用いられたのはわずか2基点であった(本案判決、*ICJ Reports 2002*, p. 303, at p. 443, para. 292)。

* * *

259. 当裁判所は、まず、暫定的な等距離線を作成するために用いられる基点を選定することとする。

260. 前述242項で述べたように、バングラデシュは、暫定等距離線の作成のための基点を示していない。

261. バングラデシュの主張によると、基点B2は、Mandabaria島の南端部に位置し、バングラデシュとインドの間の陸上の国境線の近くにあるが、ミャンマーは、ミャンマーが主張する境界画定線に対する基点B2による影響を示さなかった、なぜなら、この基点B2は、何ら影響力を有していないし、またミャンマーが提案する境界画定において実際には何の役割も果たしていないからである、という。

262. 当裁判所は、ミャンマーの基点B2に関するバングラデシュの見解は、この地点の選定についての意見の不一致とはいえないと考える。これは、ミャンマーが等距離線の作成に当たりこの基点を用いなかったことに対する、バングラデシュからの批判というべきであろう。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

263. バングラデシュは、ミャンマーが選定した基点の数は等距離線の作成には不十分であると主張したが、バングラデシュはミャンマーが選定した5基点について争っていない。

264. 沿岸国は境界画定のための基点を決める権利を有するけれども、当裁判所は、紛争当事国の間の海洋境界を画定するよう要請された場合には、両国の一方または両方が示した基点を受け入れるよう義務づけられない。当裁判所は、事件の地理的事実に基づいて、自ら基点を設定することができる。ICJは、黒海事件で次のように述べた。

「2以上の国が関係する海域の境界を画定するに当たり、当裁判所は、当事国の1国が選定した基点にのみ依拠するべきではない。当裁判所は、大陸棚と排他的経済水域の境界を画定する際、関連する海岸の物理的地理を参照して自身で基点を選定しなければならない」（黒海海洋境界画定事件（ルーマニア対ウクライナ）ICJ判決、*ICJ Reports 2009*, p. 61, at p. 108, para. 137）

265. St. Martin's島が基点の淵源として用いることができるかどうかの問題について、当裁判所の見解では、この島はNaaf川における両当事国の領土境界線のミャンマー側の本土の対面に位置していることから、St. Martin's島に基点を選定すると、ミャンマー海岸からの投影海域を塞ぐ（block）ような線を引くことになる。したがって、この方法は、境界画定線を不当に歪ませる結果をもたらす、「裁判所による地理の作り直し」（*ibid.*, at p. 110, para. 149）に等しくなる。この理由で、当裁判所は、St. Martin's島を基点の淵源から除外する。

266. 当裁判所は、ミャンマーが選定した5基点が暫定等距離線を作成するための両当事国の海岸線上の適当な基点である、と考える。当裁判所は、この5基点に加えて、 $\mu 4$ を新たな基点に選定する。この地点は、暫定等距離線のうち海岸から最も離れている区分を作成するためのものである。この基点 $\mu 4$ は、英版海図第817号に基づいて定められており、Borong地点のMyay Ngu Kyun島の南端に位置する。その経緯度は、北緯19度48分49秒8、東経93度01分33秒6である。当裁判所は、以下の基点を用いて、暫定等距離線を作成することとする。

ミャンマー海岸上で

$\mu 1$: 北緯20度41分28秒2、東経92度22分47秒8

$\mu 2$: 北緯20度33分02秒5、東経92度31分17秒6

$\mu 3$: 北緯20度14分31秒0、東経92度43分27秒8

$\mu 4$: 北緯19度48分49秒8、東経93度01分33秒6

バングラデシュ海岸上で

$\beta 1$: 北緯20度43分28秒1、東経92度19分40秒1

$\beta 1$: 北緯21度38分57秒4、東経89度14分47秒6

(b) 暫定的な等距離線の作成

267. ミャンマーは、その書面手続において、次のように暫定的な等距離線を引いている。

- 一 地点E(この地点で、等距離線がSt. Martin's島の海岸線から12カイリの円弧と接する。その経緯度は北緯20度26分42秒4、東経92度09分53秒6)から先の暫定等距離線は、方位角214度08分17秒5の方向に向かって、地点F(北緯20度13分06秒3、東経92度00分07秒6)に至るまで、続く。等距離線は、この地点Fから、基点 $\beta 1$ 、 $\mu 1$ 及び $\mu 2$ による影響を受けることとなる。
- 一 地点Fから先の等距離線は、方位角223度28分03秒5の南西方向に向かって、地点G(北緯19度45分36秒7、東経91度32分38秒1)に至るまで、続く。等距離線は、この地点Gから、基点 $\mu 3$ による影響を受けることとなる。
- 一 地点Gから先の等距離線は、地点Z(北緯18度31分12秒5、東経89度53分44秒9)の方向に向かって、続く。この地点Zは、基点 $\mu 3$ 、 $\beta 2$ 及び $\beta 1$ により支配される。

268. ミャンマーの最終申立は、同国が提案する境界画定のうち海岸から最も離れた区分について、次のように記している。

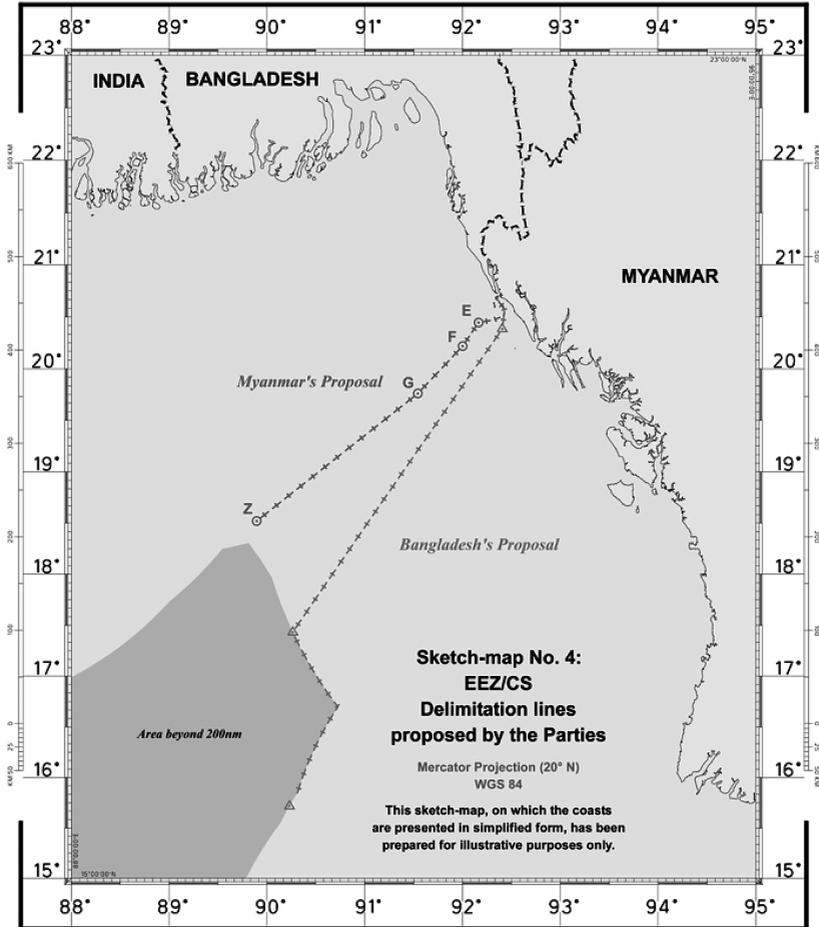
「地点Gから先の境界線は、方位角231度37分50秒9の南西方向に向かう等距離線に沿って、第三国の権利に影響を及ぼしうる海域にまで、続く。」

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

269. これに対し、バングラデシュは、「（ミャンマーが）提案する境界画定は、境界画定線全体が232度の線に沿って続くものであって、第三国の権利が影響する場所であるかどうかに関わらない。もっとも、この説明は、ミャンマーが引こうとしている線を正確に述べていない」、と主張する。

270. バングラデシュの主張によると、ミャンマーが提案する地点Zは、ミャンマーが提案する等距離線がインドが最近主張した線と交差する位置と、ほぼ完全に一致する、という。

地図4：排他的經濟水域と大陸棚 — 両国が提案する境界画定線



* * *

271. さて、これから当裁判所は、両当事国の海岸上に位置する基点から、暫定等距離線を作成する。そのため、前述266項で示した基点を用いる。

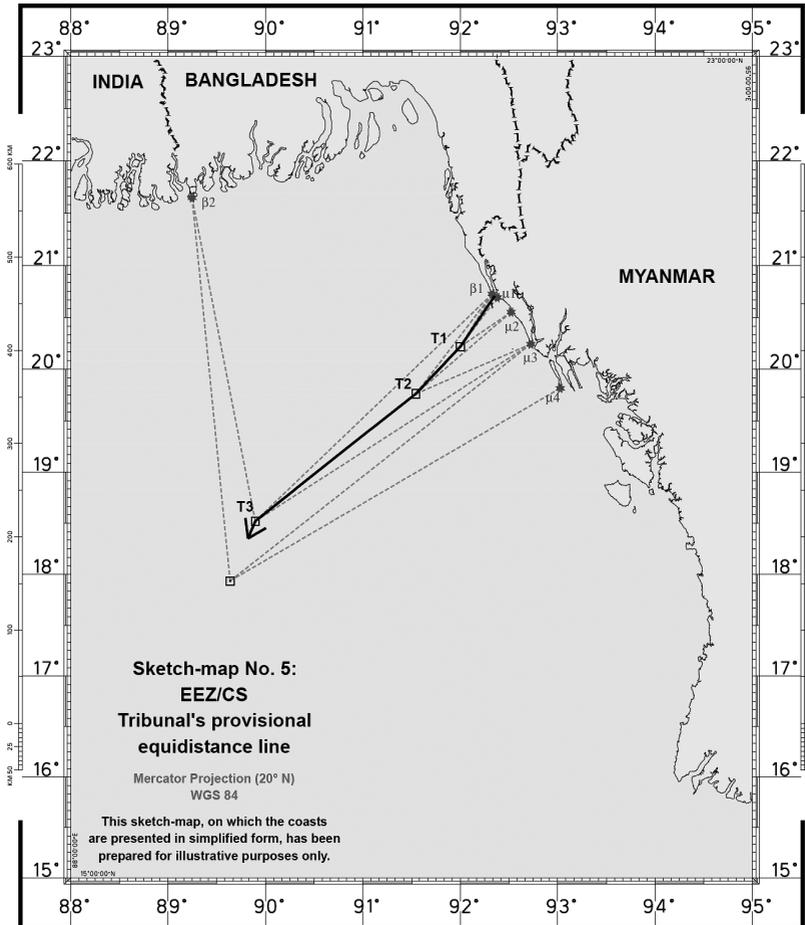
272. 暫定等距離線の起点は、両当事国の海岸線上にある最も近い2つの基点（すなわち、バングラデシュ海岸上の地点B1とミャンマー海岸上の地点 $\mu 1$ ）の間にあるNaaf川内の地点である。その起点の経緯度は、北緯20度42分28秒2、東経92度21分14秒0、である。

273. 両当事国の領海を測定するための基線から200カイリ内の暫定等距離線は、下記の方向転換地点（この地点で暫定等距離線の方向が変わる。これらの地点は測地線で結ばれる）により、定められる。

- － 地点T1：基点B1、 $\mu 1$ 及び $\mu 2$ により支配される地点（経緯度：北緯20度13分06秒3、東経92度00分07秒6）
- － 地点T2：基点B1、 $\mu 2$ 及び $\mu 3$ により支配される地点（経緯度：北緯19度45分36秒7、東経91度32分38秒1）
- － 地点T3：基点B1、B2及び $\mu 3$ により支配される地点（経緯度：北緯18度31分12秒5、東経89度53分44秒9）

274. 方向転換地点T3から先の暫定等距離線の方向は、領海を測定するための基線から200カイリ内において、当裁判所が追加した新基点 $\mu 4$ の影響を受ける。つまり、方向転換地点T3から先の暫定等距離線は、方位角202度56分22秒の方向に向かう測地線に沿って200カイリ限界に至るまで、引かれる。

地図5：排他的經濟水域と大陸棚 — 裁判所による暫定等距離線



(6) 関連事情

275. 暫定等距離線を引いたので、当裁判所は、次に、本件事件において関連事情とみなされる諸要因があるかどうかを検討する。この関連事情は、衡平な解決を達成するために、暫定等距離線の調整を必要とするものである。これに関して、両当事国は関連事情の問題について意見に相違がある。

276. バングラデシュは、主な地理学的及び地質学的地形は3つあり、これらが本件事件を特徴づけるもので境界画定に関連がある、と指摘する。その第一が、「バングラデシュ海岸線の凹状地形」であり、西側のインドとの陸上の国境線の端から、東側のミャンマーとの陸上の国境線の端に至るまでの部分である。この部分のバングラデシュ海岸の特徴は、「2つ目の凹状地形があることである。つまり、海岸線全体の凹状地形の中に更に凹状地形がある」。第二の主な地理的地形は、St. Martin's島である。この島は、バングラデシュ本土から5カイリ内にある重要な沿岸の島である。第三の主な特徴的地形は、ベンガル堆積システム（Bengal depositional system）である。このシステムは、「バングラデシュの陸塊とその陸塊から連続して繋がってベンガル湾全体に地質学的に延長している地形の両方」を含んでいる、という。

277. バングラデシュは、「これら3つの地形のそれぞれを適切に考慮しないと、衡平な解決を達成するような方法で境界線を画定することはできない」、と主張する。バングラデシュの見解では、これらの地形は、「200カイリ内の衡平な境界画定を行うに当たっての関連事情として」考慮されるべきであり、「バングラデシュとミャンマーの間の200カイリを超える外側部分の大陸棚の境界画定に関わる情報を示すべきもの」である、という。

278. これに対し、ミャンマーは、「暫定等距離線の調整を必要とするような関連事情は存在しない」、と主張する。

(a) 凹状地形と切り離し効果

279. バングラデシュは、「二重の凹状地形の効果により、バングラデシュと2つの隣国との間の2本の等距離線が内側方向に押し狭められてしまい」、また、「バングラデシュ海岸とその2本の等距離線で形成される楔形の海域が、海岸から離れれば離れるほど劇的に狭まるだけでなく、200カイリ限界にまで届かなくなる」、と主張する。

280. バングラデシュによると、「ミャンマーは、この凹状地形の関連性を否定する2つのしかし一貫性を欠く主張を展開している」、すなわち、第一に「この凹状地形は大きなものでない、そして第二にその凹状地形は法的に関連性を持たない」、という。バングラデシュの見解では、「いずれの主張も当たらない」。

281. バングラデシュは、この第一の主張について、ミャンマーの答弁書で述べたことと矛盾すると指摘する。答弁書ではバングラデシュ海岸が二重の凹状地形を有していることをはっきりと認めていた、という。

282. バングラデシュは、ミャンマーの第二の主張に対し、次のように述べる。ミャンマーのこの主張のための根拠となる先例は、ICJのカメルーン対ナイジェリア事件判決のみである。この事件において、ICJは、境界画定に関連する海岸部分は凹状地形ではないと明確に認定しつつも、「当裁判所は、海岸線の凹状地形が境界画定に関連のある事情となりうる可能性を、否定しない」(カメルーン/ナイジェリア領土海洋境界事件(カメルーン対ナイジェリア、赤道ギニアの第三国参加) ICJ判決、*ICJ Reports 2002*, p. 303, at p. 445, para. 297) と述べた。

283. バングラデシュは、切り離し効果は、北海大陸棚事件においてドイツに対してと同様に、自国に対しても不利に働くとし、「現実的に、等距離方式はドイツ以上にバングラデシュに酷な切り離しをもたらす恐れがある」、と主張する。

284. また、バングラデシュは、ギニア/ギニア・ビサウ海洋境界画定事件判決に依拠して、次のように述べる。この事件において「ギニアと両隣の2国との間の等距離線は、200カイリ内においてギニアを完全には切り離さない」としつつ、

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

「裁判所がギニアに与えた救済はかなり大きく、バングラデシュが本件事件において求めているものよりもずっと大きい」。

285. バングラデシュは、いくつかの事例における国家実行に注目する。それらの事例は、国が凹状地形の真ん中で「挟まれて」いて等距離方式が用いられたら切り離されるはずであるところ、「最終的に合意された海洋境界線は、間に挟まれた国が200カイリ限界にまで到達できるようにするために等距離を採用しなかった」ような事例である。バングラデシュが言及した事例は、西アフリカ沿岸のセネガルとガンビアの間で1975年に合意された境界画定、大西洋におけるフランスのGuadeloupeとMartiniqueの島々に関してドミニカとフランスの間で1987年に合意された国境線、フランスとモナコの間で1984年協定、マレーシアとブルネイの間の2009年了解覚書、及びヴェネズエラとトリニダード・トバゴの間の1990年協定、である。

286. バングラデシュは、ミャンマーがこれらの協定は政治的妥協であり「本件裁判における法律問題に直接適用できない」と主張したことに反論して、「これらの協定は、全体としても個別的にも、アフリカ、ヨーロッパ、米州及びカリブ海の国々が等距離方式は凹状地形の真ん中に挟まれた国の場合は機能しないことを広く認めている証拠である」、と主張する。

287. 更にバングラデシュは、ミャンマーが200カイリ内での切り離しは普通のことであるとの主張を支持するため言及した「近隣海域における実行」— Andaman海におけるインド、インドネシア及びタイの間の1978年協定、マラッカ海峡北部海域におけるインドネシア、マレーシア及びタイの間の1971年協定、及び、Andaman海におけるミャンマー、インド及びタイの間の1993年協定— に関して、これらの協定はミャンマーの立場を支持するものではない、と主張した。

288. これらバングラデシュの主張に対し、ミャンマーは、「バングラデシュの海岸線は全体として凹状地形である」ことを認めた上で、「その凹状地形がもたらす孤立効果（enclaving effect）は、バングラデシュがいうほどには劇的ではな」く、「暫定等距離線の調整を必要するような関連事情は存在しない」、と

述べる。そして、「我々が自然の地形を作り変えてもしない限り、[...]この凹状地形は等距離線の移動を必要とするような事情とみることはできない」、という。

289. 更にミャンマーは、均衡性基準 (test of proportionality) 一より精確には、過大な不均衡の不存在一は、暫定等距離線による解決方法が衡平的性格を有することを認めている、という。また、等距離／関連事情方式の第一段階で引かれたこの暫定等距離線は、海洋法条約74条と83条が定める衡平な解決の要件を満たしている。したがって、残る2つの段階において、この線を修正または調整する必要はない、という。

* * *

290. バングラデシュの海岸の凹状地形が、暫定等距離線の調整を必要とするような関連事情を構成するかどうかについて、検討する。

291. バングラデシュの海岸は、全体として、明らかに凹状地形である。実際のところ、バングラデシュ海岸は、凹状海岸の古典的例として描写されてきた。北海大陸棚事件において、西ドイツは、バングラデシュ (当時東パキスタン) の地理的状況を特に援用して、等距離線に対する凹状海岸の効果を説明した (*ICJ Pleadings, North Sea Continental Shelf, Vol. I, p. 42*) 。

292. 排他的経済水域と大陸棚の境界画定において、凹状地形は、それ自体では必ずしも関連事情とはならない。しかし、2国間に引かれた等距離線が、海岸が凹状地形であるために一方の国の海洋権原に対し切り離し効果をもたらすような場合は、衡平な結果を達成するため、その等距離線の調整が必要となることがある。

293. 当該海岸の凹状地形を考慮すると、本件事件において裁判所が作成した暫定等距離線は、バングラデシュの投影海域に切り離し効果をもたらすこととなるが、調整がなされないと、この暫定等距離線は海洋法条約74条と83条が要請するような衡平な解決を達成しないことになる。

294. この問題は、北海大陸棚事件判決以来、認識されてきた。この事件においてICJは次のように説明した。「凹凸のある海岸線の場合、等距離方式が用いら

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

れると、不規則性が大きいほど、また画定される海域が海岸線から離れるほど、もたらされる結果は不合理なものとなる。自然の地理的地形による影響が非常に大きいときは、それ自体が不衡平を作り出すから、その影響は可能な限り救済または補正しなくてはならない」（北海大陸棚事件ICJ判決、*ICJ Reports 1969*, p. 3, at p. 49, para. 89）。

295. この点について、ICJは、次のように述べた。「凹状のまたは窪んだ形状の海岸の場合、[...] 等距離方式を用いると、その凹んだ場所の方向に境界線を内側に引っ張ることになる」が、そのため、2本の等距離線に囲まれた海域は「海側の点を頂点とするほぼ三角形の形となり、西ドイツが主張するように、この三角形の外側にある大陸棚の海域から沿岸国が『切り離される』ことになる」（*ibid.*, at p. 17, para. 8）。

296. 同様に、ギニア／ギニア・ビサウ海洋境界画定事件において、仲裁裁判所は次のように述べた。「凹状の海岸線沿いに事実上隣接する3国が存する場合、等距離方式は、他の2国により孤立された真ん中の国に不利となり、その国の海洋領域を国際法が許すところまで海方向に拡張することを妨げることになる」（1985年2月14日判決、*ILR*, Vol. 77, p. 635, at p. 682, para. 104）。

297. 当裁判所は、バングラデシュ海岸の凹状の海岸線は本件事件において関連事情であると判断する。引かれた暫定等距離線は、この海岸に対し切り離し効果を与えることから、その線の調整が必要であるためである。

(b) St. Martin's島

298. バングラデシュは、St. Martin's島は本件事件における重要な地理的地形の1つであり、「（この島を）無視するような境界画定線は、本質的に当然に不衡平である」、と主張する。

299. バングラデシュによると、「我が国の見解に反して、等距離が拒否されない場合」、St. Martin's島は等距離線に基づくいかなる解決方法においても完全効果が与えられなくてはならず、「それでもなお、1982年海洋法条約が定める

衡平な解決の達成には十分とはいえない」、という。

300. また、バングラデシュは、「ある島が『いずれかの国の海岸の対面にある』と性格づけられうるかどうかは、『それ自体で、その島が特別事情または関連事情であるかどうかを決めることはない』」、と主張する。同国は、これに関連して英仏大陸棚事件判決に言及した。この事件において、仲裁裁判所は、問題はある島が「2国に属する大陸棚の海域に不均衡な効果を与えるような等距離線の不衡平な歪み」(1977年6月30日判決、*RIAA, Vol.18, p. 3, at p. 113, para. 243*)をもたらずかどうかであると述べている、という。

301. 更にバングラデシュは、「St. Martin's島は、バングラデシュ海岸の対面にあると同時にミャンマーの海岸の対面にもある」と主張し、判例法はバングラデシュの見解を支持していると述べる。これに関して、同国は、ミャンマーはフランスのUshant島がフランス海岸の対面に位置していると述べたけれども、実際には、このUshant島はフランスのブルターニュ海岸から10カイリ沖合にあるのに対しSt. Martin's島はバングラデシュからそれよりも遠い場所にあること、また、Scilly諸島は英国海岸から21カイリ沖合にあることを、指摘する。

302. バングラデシュによると、「特別事情あるいは関連事情の認定は島がもっと本土に近い場合に行われるのが適当だとするミャンマーの考えは、間違っている」、「実際のところ、島が12カイリ領海の外側に位置するときに、その島は関連事情として扱われ、「排他的経済水域」と大陸棚において完全効果に満たない程度の効果が与えられてきた」、という。

303. バングラデシュの主張によると、本当に重要なことは特定の事案の特定の事情における島の効果という「文脈化された評価」であり、ミャンマーの主張と異なり、St. Martin's島を除外する方がミャンマーによる境界画定に対し不均衡な影響を与え今以上に不衡平なものとなる、という。

304. バングラデシュは、ミャンマーがSt. Martin's島に類似する状況の島はこれまで関連事情として検討されたことがないと主張していることに対し、自国の主張を支持するため次の先例を引用した。

「効果が与えられあるいは与えられなかった島として、次のものがある。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

- － Channel諸島：1977年英仏大陸棚事件仲裁判決
- － Djerba島：1982年チュニジア対リビア事件ICJ判決
- － Filfra島：1985年リビア対マルタ事件ICJ判決
- － Abu Musa島：1981年ドバイ首長国／シャールジャ首長国事件仲裁判決
- － Yemeni諸島：1999年エリトリア対イエメン仲裁判決
- － Qit at Jaradah島：2001年カタール対バーレーン事件ICJ判決
- － Sable島：2002年Newfoundland and Labrador州／Nova Scotia州仲裁判決
- － Serpent’s島：2009年黒海事件（ルーマニア対ウクライナ）ICJ判決
- － 諸岩礁：2007年カリブ海事件（ニカラグア対ホンジュラス）ICJ判決

305. バングラデシュによると、ICJと仲裁裁判所は、島が暫定等距離線に対し歪み効果（distorting effect）を及ぼし境界画定において無視されるかまたは完全効果が認められないとするかどうかの判断に当たり、明確で共通したやり方を発展させてきた、という。

306. バングラデシュの説明では、島が無視されるかまたは完全効果が認められないとするためには、「2つの要素が必要である」、という。すなわち、

「(1) その島の効果により、他国の海岸に面する海域を直接に横切るような形で等距離線の方向が変わること、(2) その線が、当該他国による沖合への到達を切り離すこと」

である。

307. バングラデシュの見解では、St. Martin’s島を含むような暫定等距離線は「他国の海岸に面する海域を横切り重大な切り離し効果をもたらすが、その効果はミャンマーに生じるわけではない」、という。海洋法条約が定める衡平な解決を達成するために暫定等距離線の調整が必要であるのは、ミャンマーのためではなくバングラデシュのためである、という。

308. 更にバングラデシュは、問題は、ある特定の地形が暫定等距離線に影響を及ぼすかどうかではなくその地形がその等距離線を歪ませるかかどうかであると説明して、「St. Martin’s島がその線を歪ませることはない」と述べて、結論を示した。

309. これに対し、ミャンマーは次のように述べる。「St. Martin's島は特異な位置にあり、3つの特徴を持つ。第一に、この島は領土国境線の近くにあり、そのため等距離線の起点に近いこと。第二に、この島は、等距離線の間違った側にあるとともにバングラデシュが主張する角度二等分の間違った側にもあるという非常に例外的な地形であること。第三に、境界画定の対象である両国の本土海岸は、隣接していて、向かい合っていないこと、である」。ミャンマーは、「これら3つの要素が合わせられて、境界画定に対し深刻で非常に過剰な歪み効果を作り出している」、と主張する。

310. ミャンマーは、「バングラデシュはこれまで、その海岸に面する海域にも関連のある同国海岸の記述においても、St. Martin's島を含めたことはなかった」と述べた上で、バングラデシュの抗弁書が「関連のある我が国海岸は、西から東まで、つまりインドとの陸上の国境線の端からNaaf川のミャンマーとの陸上の国境線の端までである」と述べつつSt. Martin's島には言及していないことを、指摘する。この点について、ミャンマーは、「このことから考えると、この島が『バングラデシュ海岸の不可分の一部』であるとするバングラデシュの主張は、かなり奇妙である」、という。

311. ミャンマーによると、St. Martin's島の位置とこの島が与える効果によって「領海の境界画定についてはこの島は特別事情となっている」が、このことは、ミャンマーがこの島の特異な位置に最適な効果を与えるよう配慮していることを、説明している。そして、「ミャンマーは、これと同じ考慮から、排他的経済水域の境界画定の枠組みにおいてはそれ以上の効果を与えていない」、という。

312. ミャンマーは、島が排他的経済水域と大陸棚の境界画定に与える効果の問題について、次のように指摘する。すなわち、「判例法が境界画定の方法にどのように適用されるのかを詳細にみると、[...] これまで、St. Martin's島の位置にあるような島が、この境界画定過程の第一段階において、領海を越える海域において等距離線を引く際に効果を有する島とみなされたことはないし、またこの過程の第二段階において関連事情とみなされたことはない」、という。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

313. ミャンマーによると、「これまで裁判が行われたほぼすべての事件において、対象となった島が [...] 沿岸の島であるとされたことはなく」、「領海を越える海域における等距離線の作成に対し何ら効果が与えられたこともない」、という。

314. 更に、ミャンマーは、St. Martin's島はその長さが5kmあり、この島だけで、大陸棚塊（continental masses）の境界画定の枠組みにおいてバングラデシュについて少なくとも1万3000平方キロメートルの海域を作り出しており、その結果は明らかに不均衡である、と指摘する。

315. ミャンマーによると、ミャンマーとバングラデシュの間の排他的経済水域と大陸棚の境界画定において、「St. Martin's島に何らかの効果が与えられるとすると」、「このことは不均衡な結果をもたらすことになる」と述べ、ドバイ首長国／シャールジャ首長国国境事件仲裁判決（1981年10月19日判決、*ILR*, Vol. 91, p. 543, at p. 677）、リビア／マルタ大陸棚事件ICJ判決（*ICJ Reports 1985*, p. 13, at p. 48, para. 64）、カタール／バーレーン海洋境界画定・領土問題事件本案判決（*ICJ Reports 2001*, p. 40, at pp. 104-109, para. 219）、及び黒海海洋境界画定事件（ルーマニア対ウクライナ）ICJ判決（*ICJ Reports 2009*, p. 61, at pp. 122-128, para. 185）を引用する。

* * *

316. では、St. Martin's島が、本件の状況において、暫定等距離線の調整を必要とするような関連事情とみなされるべきかどうかを、ここで検討する。

317. 排他的経済水域と大陸棚における海洋境界画定において島に与えられる効果は、地理的現実と特定の事案の事情に依存する。この点に関する一般規則はない。それぞれの事案は特異なものであり、特別の扱いを必要とする。その最終的な目標は、衡平であるような解決に到達することである。

318. St. Martin's島は重要な地形であって、本件事件において関連事情とみなすことができないでもない。しかし、この島の位置関係から、排他的経済水域と大陸棚の境界画定においてSt. Martin's島に効果を与えると、ミャンマー海岸からの投影海域を塞ぐ線を引くことになる。このような方法は、境界画定線の不

当な歪みをもたらす。等距離線に対する島の歪み効果は、この等距離線が海岸から12カイリを超えると、実質的に増大するであろう。

319. 以上の理由で、当裁判所は、St. Martin's島は関連事情ではないと結論づけ、したがって、排他的経済水域と大陸棚の境界画定線を引くに当たり、この島に効果を与えないと判断する。

(c) ベンガル堆積システム

320. バングラデシュは、ベンガル堆積システムについて、次のように述べる。すなわち、バングラデシュの陸塊とベンガル湾の海底の間の物理的、地質学的及び地形学的な関係は明白で直接的でかつ関連性がある。また、200カイリ内の海域について定めた境界線がバングラデシュを切り離してかつ200カイリを超える海域への同国の到達とその超えた部分の海域における同国の権利を否定するような場合は、重大な不均衡をもたらすことになる、という。

321. これに対し、ミャンマーは、ベンガル堆積システムは関連事情であるというバングラデシュの主張を否定し、この堆積システムは「非常に珍しい」特別事情である、という。ミャンマーは、バングラデシュ自身が、200カイリ内の権原は海洋法条約76条1項に基づいて純粋に海岸からの距離を参照して決められることを認めている、と指摘する。

* * *

322. 当裁判所は、ベンガル堆積システムが排他的経済水域と200カイリ内の大陸棚の境界画定に関連するとは、考えない。200カイリ限界内の海底及びその下とその上部水域との両方に適用される単一の海洋境界線の位置 (location) と方向 (direction) は、両当事国相互の関係において両国海岸の地理 (geography) に基づいて決められるのであって、境界画定の対象海域の海底の地質または地形 (geology or geomorphology) に基づいて決められるのではない。

(7) 暫定的な等距離線の調整

323. 前述291項で述べたように、Naaf川の河口にあるミャンマーとの領土国境線の端からインドとの領土国境線の端までのバングラデシュ海岸は、間違いなく凹状地形である。この凹状地形のために、暫定的な等距離線がバングラデシュ海岸に面する海域を横切っている。そのため、バングラデシュ海岸から南方への投影海域に顕著な切り離し効果が生じており、この効果は境界画定の対象となる海域のほぼ全域にわたっている。

324. 本判決で決定したように（前述297項を見よ）、バングラデシュの投影海域への切り離し効果を与えるような凹状地形は関連事情であって、暫定等距離線の調整を必要とする。

325. したがって、バングラデシュの凹状海岸に生じる暫定等距離線による切り離し効果を緩和させるためこの線の調整がなされなくてはならないが、両当事国の海岸の地理に照らすと、衡平な解決は、ミャンマー海岸に面する海域に対する投影海域への逆の歪み効果を有するような線にならないようバランスのとれた方法でこの調整を行うことも必要である。

326. 当裁判所は、この調整の目的は、関連のある両国海岸が「海洋権原の観点から、合理的で相互にバランスある方法で効果を発生させる」（黒海海洋境界画定事件（ルーマニア対ウクライナ）ICJ判決、*ICJ Reports 2009*, p. 61, at p. 127, para. 201）ような線であることに、同意する。

327. 衡平な結果を作り出すためには、関連する法的制約の中で、様々な調整方法がなされうる。バルバドス／トリニダード・トバゴ事件判決において仲裁裁判所が述べたように、これに関して「魔法の公式はない」（2006年4月11日判決、*RIAA, Vol. 27*, p. 147, at p. 243, para. 373）。

328. リビア／マルタ大陸棚事件ICJ判決では、線の位置（position）は調整されたが、方向は調整されなかった。グリーンランド・ヤンマイエン海洋境界画定事件ICJ判決では、線の位置と方向の両方が調整された。バルバドス／トリニダード・トバゴ事件仲裁判決では、線は関連事情が示す地点で方向が変えら

れ、その方向はその関連事情に照らして決められた。この仲裁判決でとられた方法が、本件事件の地理的事情に適合するように思われる。本件事件は、両国の海岸から海方向に向かう、投影海域を横切る境界画定線 (lateral delimitation line) が関わるためである。

329. 当裁判所は、本件事件における地理的事情から考えて、暫定等距離線はバングラデシュ海岸の投影海域を切り離し始める地点で方向が変わる、と決定する。調整の方向は、その地理的事情に照らして判断する。

330. この調整は本件事件においてこの線の大部分に影響を与えるかも知れないが、そのことは、この調整を正当化するような関連事情に合わせて調整が行われその線が衡平な解決をもたらすのであれば、支障とならない。バルバドス／トリニダード・トバゴ事件仲裁判決においては線の一部のみの調整がなされたのに対し、リビア／マルタ大陸棚事件とグリーンランド・ヤンマイエン海洋境界画定事件では、ICJは線全体について調整を行った。

331. したがって、当裁判所は、暫定等距離線の調整は、地点X (北緯20度03分32秒0、東経91度50分31秒8) から開始することとする。この地点は、等距離線がバングラデシュ海岸の南方への投影海域を切り離し始める地点である。当裁判所が選定した暫定等距離線上のこの地点は、Kutubdia島上の地点の真南に位置する。この地点でバングラデシュの海岸の方向が北西から西へと大きく変わるが、このことは、関連するバングラデシュ海岸を同定する当裁判所が引いた線が示した通りである。

332. 当裁判所が結論づけたように、両当事国の海岸からの投影海域が重複するのは、両国の排他的経済水域と大陸棚の限界までであってかつ第三国が権利を持つ可能性のある海域の外側であるから、当裁判所は、その観点から、どのようにして暫定等距離線を調整するかを検討した。

333. バングラデシュ海岸から南方への投影海域は、境界画定の対象海域全体にわたっている。したがって、この投影海域への切り離し効果を回避する必要がある。本件事件の地理的事情においては、調整された線が両国の海岸から遠ざかる場合には、この線の変更の必要はない。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（2）

334. したがって、暫定等距離線の調整は、一定の方位角の方向に向かう測地線を引いて行うべきである。当裁判所は、暫定等距離線を適当に調整するための方向は、方位角215度の方向に向かう測地線と実質的に異ならない、と考える。この方位角から大幅に移動させると、いずれか一方の当事国の海岸からの投影海域に対し切り離し効果が生じることになる。つまり、この線を北西方向に移動させると、バングラデシュ海岸の南方への投影海域に生じる暫定等距離線の切り離し効果を適切に救済するような線にならないし、その逆方向に移動させると、ミャンマー海岸の投影海域に対し切り離し効果を生じさせることになる。

335. 当裁判所は、前述331項で示した起点Xから始まる調整が、排他的経済水域と大陸棚の両方に関してバングラデシュ海岸の南方への投影海域に生じる切り離し効果を是正し、そして、そのように是正することで両国の海岸が合理的でバランスのとれた形で効果をもたらす、と考える。

336. この調整された線が、関連のある両国海岸が形成する広範な湾曲地形から海方向に離れれば離れるほど、両国の海岸が作り出す効果がバランスのとれたものであることが確認される。すなわち、その線がミャンマーの排他的経済水域の200カイリ限界と交差する地点は、ミャンマー海岸のNegrais岬と、バングラデシュとインドの間の陸上の国境線の端から、ほぼ等距離の地点である。

(8) 境界画定線

337. 200カイリ内の両国の排他的経済水域と大陸棚の境界画定線は、地点9（北緯20度26分39秒2、東経92度09分50秒7）から、始まる。この地点は、St. Martin's島周辺のバングラデシュ領海12カイリの円弧が前述271項～274項で述べた等距離線と交差する地点である。

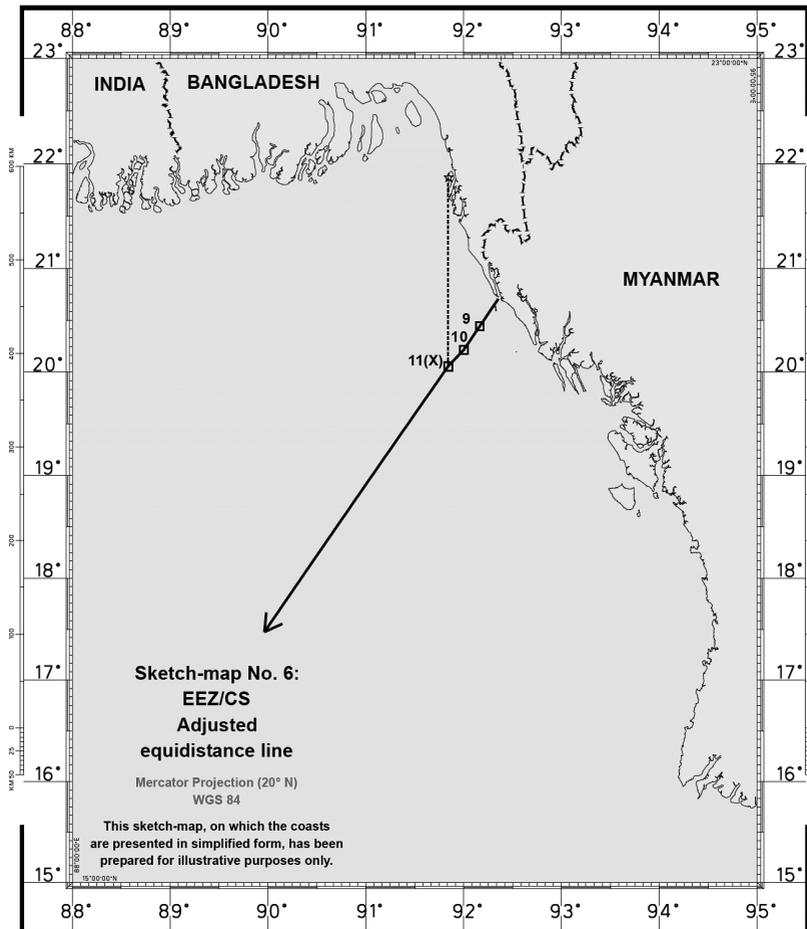
338. 地点9から先の境界画定線は、地点10（地点T1：北緯20度13分06秒3、東経92度00分07秒6）に至るまでの測地線に従う。

339. 地点10（地点T1）から先の境界画定線は、地点11（地点X：北緯20度03分32秒0、東経91度50分31秒8）に至るまでの測地線に従う。この地点11（地点

X) から、前述331項で示した暫定等距離線の調整の効果が始まる。

340. 地点11（地点X）から先の境界画定線は、方位角215度の方向に向かう測地線として、バングラデシュの領海の幅を測定するための基線から200カイリの場所にある地点に至るまで、続く。

地図6：排他的経済水域と大陸棚 — 調整された等距離線



（未完）

（2020年10月27日稿）

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（JSPS科研費19H00567）による成果の一部である。